

国連気候変動枠組条約第27回締約国会議 (COP27) の結果について

2022年12月15日

環境省 地球環境局 国際連携課

気候変動国際交渉室長

青竹 寛子

【交渉全般】

- 主な交渉結果
 - COP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、
 - 2030年までの緩和野心と実施を向上するための「緩和作業計画」
 - ロス&ダメージ支援のため、基金の設置を含む資金面の措置を講じること
 - 6条（市場メカニズム）実施のための詳細ルール
 - ← 今後すぐに6条を用いた取引が可能となった。

【日本の政策の発信】

- 西村環境大臣が政府代表団長として交渉・発信。
 - 緩和に関する閣僚級会合及び政府代表演説で、我が国を代表して政策を発信。
 - ← 「日本政府のロス&ダメージ支援パッケージ」の発表

【日本イニシアティブの立ち上げ】

- 質の高い炭素市場構築に向けた「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」の立ち上げ等

【交渉及び来年に向けて：2023年G20議長国(インド)、COP28議長国(UAE)、ウクライナ】

- また、二国間会談、閣僚級協議への参加を通じてCOP27の交渉の妥結に貢献した。

COP27での交渉詳細と今後

COP27：主な議題

2022年（COP27）

2023年（COP28）

2024年（COP29）

先進国が重視する議題

- 緩和
 - 2030年までの10年間の、**緩和の野心と実施を緊急に高めるための作業計画を決定予定。**
 - 2030年までの野心に関する**閣僚級ラウンドテーブル**の開催
 - （6条）削減量の国際移転の報告・審査方法等を決定予定

- グローバル・ストックテイク（5年に1度の世界全体のパリ協定の実施状況の検討）
 - 2023年に締約国全体の進捗等を評価。

途上国が重視する議題

- ロス&ダメージ
 - 技術支援の促進のための「サンティアゴ・ネットワーク」の早期運用化について議論
 - ロス&ダメージ資金の議題化について議論
- 資金
 - アフリカの事情の勘案、資金の考え方（民間投資等）等新規提案

- 適応
 - 「適応に関する世界全体の目標」に係る「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」が終了
 - ※適応に関する世界全体の目標：気候変動に対する強靱性の強化及び脆弱性の減少を目指すもの

- 資金
 - 2020年1000億ドル目標の達成、2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージ
 - ロス&ダメージの資金取り決めについて話し合う「グラスゴー対話」が終了

- 世界全体の緩和（緩和作業計画及びCOPカバー決定）が争点。（主要排出国は警戒）
- 途上国が希望する適応、ロス&ダメージ及び資金について、決定事項は予定されていなかった。ただし、これらに対する非常に強い要求があることは事前から想定。
- 議長国エジプトは、アフリカグループにとって意義のある結論を希求。

COP27 「カバー決定：シャルム・エル・シェイク実施計画」のポイント

位置づけ等

- COP27として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- 議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、決定。
- COP26では、議長国の英国は「グラスゴー気候合意」と名付け、緩和作業計画の策定、緩和に関するハイレベル閣僚級対話、適応資金の倍増等を規定。

- **科学・緊急性**：IPCC第6次報告書第2・第3作業部会の成果への言及等
- **野心向上・実施**：野心が高く、公正・公平で包摂的な移行等
- **エネルギー**：低炭素エネルギー及び再生可能エネルギーの増加等
- **緩和**：パリ協定の1.5℃目標に基づく取組の実施の重要性、同目標に統合的なNDCの再検討・強化を求める。グラスゴー気候合意の内容を引き継いで、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速することを求める 等
- **適応**：世界全体の適応ゴールに関する「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」の作業の成果を歓迎等
- **ロス&ダメージ**：ロス&ダメージ支援のための資金面の措置及び基金の設置を歓迎、COP25 で設立した「サンティアゴ・ネットワーク」（技術支援を促進するネットワーク）の稼働に向けた決定を歓迎 等
- **早期警戒システム**：すべての国に早期警戒システムを導入する必要性を強調等
- **公正な移行**：公正な移行に関する作業計画の策定及び作業計画の一環としての閣僚級会合を毎年開催することを決定
- **資金**：資金の流れを気候変動の取組に整合させることを目的としたパリ協定2条1(c)に関する理解を促進するための「シャルム・エル・シェイク対話」を開始することを決定。適応資金の倍増に関する報告書を作成することを決定 等
- **その他**：技術移転、キャピタル、透明性、ストックテーク、パリ協定6条、海洋、森林、非政府主体の行動。（生物多様性と気候変動への統合的対処、都市の役割、持続可能なライフスタイルの重要性等が記された）

背景

- グラスゴー気候合意においては、「この決定的な10年間に緩和の野心及び実施の規模を緊急に拡大するための作業計画」の設立が決定され、CMA4決定における採択を目指された。

COP27での交渉

- 先進国間では、1.5℃目標に整合していないNDCや長期目標を持つ国に対して野心向上を促すものとする点で概ね一致。スイス・諾はセクター別ベンチマークの設定を主張。
日本としては、野心進捗を可視化するシステムが作業計画自体に具備される形を目指すと共に、分野横断的事項（6条等）を取り扱うことを提案。
- 新興国は、CBDRを繰り返し主張し、先進国の野心向上や資金支援等を求めつつ、自らの野心向上につながる議論や、パリ協定の枠外の概念（“major emitters”）を盛り込むことに強硬に反対。緩和の追加交渉の開催拒否、交渉辞退等強硬な立場をとり、交渉は難航。
- 特に、先進国・新興国間で隔たりの大きかった項目は、(i)作業計画の期間、(ii)閣僚級ラウンドテーブルにおける作業成果を取り扱い、(iii)毎年のCMA決定の有無、(iv)CBDR・公平性。
- 最後は、延長日終日議論。2026年まで毎年進捗を確認すること、全ての温室効果ガス排出分野や分野横断的事項（パリ協定6条の活用含む）等について対象とすること、閣僚級で議論すること等について決定。

今後目指す成果

- 来年より開催されるワークショップにて、緩和野心及び実施の進捗を確認していくと共に、日本の取組（温対計画の仕組みや6条の活用等）を積極的に発信していく。具体的には、ワークショップで取り上げるテーマを切り口とした分析を行い、他国等と討議したり、日本が着実に実施してきている政策を明示的に示す場としての活用を目指す。
- 緩和作業計画を礎として、来年のG7を視野に緩和野心と実施の更なる高みを目指す。

背景

- パリ協定6条（市場メカニズム）は、海外で実施する脱炭素プロジェクトによる排出削減量を自国の削減目標の達成などに用いる仕組み。
- 市場メカニズムにより、世界規模での効率的・追加的な削減を可能とし、世界の野心向上に大きく寄与するとともに、民間資金の動員や脱炭素技術の展開にも貢献が可能。
- COP26において、我が国からの積極的な貢献により、二重計上を防止するための方法等、6条の実施指針が合意された。

COP27での交渉

- 6条の実施指針について議論が行われ、6条の実施に必要な事項について合意した。
- 6条の実施指針については、6条への参加に必要な事項を記載する様式（初期報告）や排出削減量の取引を国連に報告するための表（年次報告）、これらの報告事項を国連が審査するためのガイドラインや取引量を記録する登録簿の仕様等について決定された。
- 我が国より、二国間クレジット制度（JCM）の実施経験等を基に年次報告表や登録簿のガイドライン等の設計について提案を行い、これらの内容が盛り込まれた。

今後目指す成果

- JCMの実施経験を通じて、6条への参加や削減量の報告、記録システム整備等の運用にかかるノウハウ等を共有し、6条の着実な実施とその拡大に対して我が国も積極的に貢献。
- 60以上の国・機関の参加表明を得て、日本主導で立ち上げた「6条実施パートナーシップ」を通じて6条実施の能力構築を促進し、環境十全性を確保する「質の高い炭素市場」の構築を目指す。

背景

- COP26をうけ、パリ協定第7条に定められている「適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）」への理解を深めること、GGAの達成に向けた進捗評価のための方法論を検討すること等を目的として、COP28までの2年間の作業計画である「GGAに関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画（GlaSS）」が設置された。
- 作業計画の折り返し地点にあたるCOP27では、作業計画がこれまで開催した4回のワークショップの成果を検討し、来年の作業に向けた議論を行うこととなっていた。

COP27での交渉

- 今次会合では、途上国側が、CMA4決定において、パリ協定の下に新たなフレームワークを設置し、その下に実施手段等の要素や優先セクターを含めることを提案した。これに対して先進国側は、フレームワークの議論が締約国の合意によって形成されたものではなく、現時点での設置は時期尚早として反対し、2年目のワークショップの議論を構造化することを意図し、影響評価、計画立案、実施、M&Eから成る適応政策サイクルや、適応のセクター別議論を含む構造的アプローチを採用することを提案した。
- CMAでは、主要交渉グループとのバイ交渉をメインに進められ、その結果、来年はフレームワークの設置に向けた議論を開始することが決定された。

今後目指す成果

- GlaSSでは、SBが2年間のWSを踏まえた決議案をCMA5に提出する予定。今後は、今次会合で決定したフレームワークの中身を具体化する議論が進められる見込み。途上国側は、新たな枠組みの設置を通じ、GGAを適応資金支援目標として再設定し、これまでの議論を書き換えたいとする一方、先進国側は、適応政策サイクルの下で、適応推進及び途上国への適応支援強化を主張しており、フレームワークを具体化する議論の中で、どう折り合いを付けていくかが焦点になる。
- 今後も、作業計画の下でのワークショップが計画されており、我が国としても、引き続き、科学的知見や国内施策のインプット、民間セクターの役割に関する議論の深化を通じて、本作業計画に貢献していく。

主な交渉議題：ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）

背景

- ロス&ダメージとは、気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害を一般的には指す。
- パリ協定の交渉においては、島嶼国、アフリカG等の途上国が、緩和及び適応の努力を行っても避けがたい影響を「ロス&ダメージ」とし、先進国に対して責任を追及。パリ協定では、ロス&ダメージを適応とは分けて記載し、「ロス&ダメージは責任と補償の基礎を提供するものではない」とのCOP決定を付すことで決着。
- COP25において、ロス&ダメージに関する技術支援を促進する「サンティアゴ・ネットワーク」の設置を決定。
- COP26において、ロス&ダメージへの資金提供の取り決めについて議論する「グラスゴー対話」の設置を決定。2022年6月に第1回対話を実施。2023年6月に第2回、2024年6月に第3回（最終）を実施予定。

COP27での交渉等

- 西村環境大臣より、閣僚級会合において、「ロス&ダメージ支援パッケージ」の実施を表明。
- 「サンティアゴ・ネットワーク」の完全運用化に向けて、同ネットワークの構造、諮問機関、事務局の責任と役割等の制度的取り決めについて決定。
- G77+中国の提案により、ロス&ダメージに対処するための資金アレンジメントに関する新議題の設置が採択された。同議題の下、特に脆弱な国へのロス&ダメージ支援に対する新たな資金面での措置を講じる（条約とパリ協定の内外のソース、基金、プロセス、イニシアティブを補完し、包含する）こと及びその一環としてロス&ダメージ基金（仮称）の設置が決定されるとともに、資金面での措置（基金を含む）の運用化に関してCOP28に向けて勧告を作成するため、移行委員会の設置が決定された。

今後目指す成果等

- COP27において合意した制度的取り決めにより完全運用化される「サンティアゴ・ネットワーク」を通じて、ロス&ダメージ対策の優先分野の特定を進め、ロス&ダメージ支援パッケージを展開し、途上国の能力を強化。
- 第2回グラスゴー対話（2023年6月）での議論及びロス&ダメージに対処するための資金アレンジメントに関する議題（COP28）において、ロス&ダメージへの対処及びその資金に関して、継続的に議論。
- SB58に向けて「サンティアゴ・ネットワーク」の完全運用化に向けて、ホスト組織の選定等を実施。
- COP28においても、ワルシャワ国際メカニズム（WIM）のガバナンスに関して、継続的に議論。

主な交渉議題：条約下長期目標の定期レビュー、グローバル・ストックテイク（GST）

背景

【定期レビュー】条約下の長期（気温）目標等に関する第2回定期レビューを2020年より開始し、2022年に終了。

【GST】パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組み（14条）。①情報収集・準備、②技術的評価、③成果物の検討、の3つのフェーズで構成され、SB52-55にて①情報収集・準備が開始、②技術的評価は2022年6月～2023年6月、③成果物の検討会は（2023年11月）に開催予定。

COP27での交渉等

【定期レビュー】定期レビュー1週目のSB、2週目のCOP議題として「1.5℃と2℃目標の併記」、「先進国と途上国の責任の二分論」に関する表現等をめぐり激しい議論となった。最終的には温暖化を1.5℃に抑えることの重要性および、2030年までの即時かつ大幅な削減、2050年頃までにゼロにするよう、世界全体での行動強化の必要性が盛り込まれた決定文書に合意し、第2回定期レビューの全てのマンデートが終了した。

【GST】GST1週目に第2回技術対話が開催され、日本からは、GST緩和について全ガス・全セクターの緩和行動や地域脱炭素、適応について地域・自治体レベルでの対応の重要性を中心に発表を実施。来年COP28で実施されるGSTの成果物の検討に向け、4月にSB議長によるコンサルテーション(準備)、10月にワークショップ(検討要素の整理)の開催が新たに決定された。

今後目指す成果等

【定期レビュー】2024年（COP29）に、定期レビュー議題の継続是非が検討されるため、長期気温目標検討の必要性、GSTとの重複回避の観点から、先進国他グループと意見調整の上、必要性を明確化する。

【GST】第3回技術対話に向けて、今後、展開予定の日本のする主要な取り組み等について、サブミッションを提出（2月）、SB58（6月）で発信する。また、技術対話を踏まえたCOP28での成果物のあり方について検討の上、長期目標達成および野心度向上に向けた前向きな政治的エンゲージメント実現に向け、サブミッション（1月）、コンサルテーション（4月）、SB58（6月）、ワークショップ（10月）で適切にインプットを実施

主な交渉議題：パリ協定13条（透明性）

背景

- パリ協定13条は、各国の気候変動関連情報の報告や第三者の審査によって進捗や取り組みを可視化する制度（透明性枠組み）を規定。 COP26にて、透明性枠組み下の技術専門家審査に参加する技術専門家のためのトレーニングプログラムを採択。審査はNDCやインベントリについて実施されることとされているが、その対象外となっている気候変動影響および適応に関する情報についても、自主的に受ける審査の選択肢と技術専門家のトレーニングをSBSTA56で検討し、CMA4で採択することが要請された。
- パリ協定下の透明性制度への移行にあたり、途上国より支援に関する強い要望があったことから、CMA4から13条下の報告と能力開発に対する資金・技術的支援に関する新議題を設けて議論することとなった。
- 既存の条約下報告・審査制度とパリ協定下報告・審査制度が並行しているため、先進国は議題も含めて一本化することを目指している。

COP27での交渉

- 自主的審査については、SBSTA56（2022年6月）では、自主的審査の役割の認識や目的、トレーニングコースの作成時期などに意見の相違が見られたが、自主的審査の役割を新たに定義することなく、またその目的が他の義務的審査と整合的な形で、自主的審査プロセスに合意。
- 報告の途上国支援については、追加的な義務的資金支出に繋がる記載なく、途上国の隔年透明性報告書作成支援の課題を認識し、課題の対処に向けて継続検討を行うことに合意。
- 条約下の透明性制度に関する議題において、「インベントリ報告ガイドラインの改定」等の議題が合意したことにより、先進国の条約下とパリ協定下のGHGインベントリ報告が一本化できることに。

今後目指す成果

- 隔年透明性報告書の作成支援について、効果的かつ効率的な支援アプローチの確立。
- 条約下の報告審査からパリ協定下の報告審査に関する議題へのスムーズな移行と議題の統廃合。
- 今回先延ばしにされた議論（「付属書I国の報告とレビュー」、「付属書I国のインベントリの技術的レビュー」等）の再開と解決。

COP27での発信

- ・ジャパン・パビリオン
 - ・環境協力の署名 等
-

日本の取組の積極的発信①（日本主導のイニシアティブ）

- 11月15日、事前防災から災害支援・災害リスク保険までの技術的支援を包括的に提供する「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）支援パッケージ」を公表。
- 11月16日、パリ協定6条ルールを理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援する「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げ。同日、西村環境大臣とサイモン・スティル UNFCCC事務局長との間でパートナーシップでの連携に関する覚書に署名。
- 11月18日、パプア・ニューギニアと二国間クレジット制度（JCM）構築に関する協力覚書に署名。



「パリ協定6条実施パートナーシップ」立ち上げイベント
@ジャパン・パビリオン、西村大臣他各国ハイレベルが参加

JCM構築に係るパプアニューギニアとの
覚書署名

- 11月7日、WMOが発表した、早期警戒システムを2027年までに全世界に普及させるための行動計画への歓迎と同イニシアティブへの支援を表明。
- 11月8日、アラブ首長国連邦とインドネシアが主導する、自然を活用した解決策（NbS）としてマングローブの活用を促進する「気候のためのマングローブ・アライアンス」（MAC）への賛同を表明。
- 11月17日、米国政府が主導する「政府の2050年ネットゼロに関するイニシアティブ」に参加を表明。
- 11月17日、日本は、エジプトが主導する、マルチレベルアクションにより都市の気候変動対策を加速させることを目的とする「次世代のための持続可能な都市強靱化イニシアティブ」（SURGe）のアライアンスへの参加を表明。



「気候のためのマングローブ・アライアンス」立ち上げイベント
@UAEパビリオン



「政府の2050年ネットゼロに関するイニシアティブ」
立ち上げに関するパネルディスカッション
@USパビリオン

- 日本政府は、「ロシアと損害支援パッケージ」を公表し、国際社会と一丸となって、包括的な支援を提供していく。
- 2023年のG7に向けて、国際社会からの賛同、先進国間の連携等を呼びかける。

背景

- ・ロシアと損害(気候変動の悪影響に伴う損失及び損害)は、世界における喫緊の課題。迅速な支援の充実のため、国際社会が一丸となった取組が必要。
- ・日本政府は、現在進行中のUNFCCCにおける議論への貢献と並行して、仙台防災枠組推進の観点からも、これまで幅広い支援を実施。

内容

1. 事前防災から災害支援・災害リスク保険までの総合的な支援

- **防災に係る能力向上支援**：アジア防災センター（ADRC）の枠組みを活用した研修員受入【内閣府防災】、早期警戒システムに係る観測・予報能力向上のための技術支援や人材育成【気象庁】、水災害リスク軽減に係る技術的な貢献【国土交通省】
- **災害復旧スタンバイ借款**：将来災害が発生した際の迅速な資金供与を合意【外務省】
- **災害リスク保険**：東南アジア（SEADRIF）や大洋州地域（PCRAFI）における災害リスク保険の立ち上げに貢献【財務省】

2. 早期警戒システム整備支援

- 早期警戒システムに係る観測・予報能力向上のための技術支援や人材育成【気象庁】（再掲）
- 国連早期警戒イニシアティブ【気象庁】
- Quad(日米豪印)気候情報サービスタスクフォース【環境省】
- アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ【環境省(新規・追加的)】

横断的取組① ナレッジベースの知見共有等

- アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)【環境省】
- 地球観測データ・気候変動予測データの共有:データ統合・解析システム (DIAS)【文部科学省】

横断的取組② 国連や多国間枠組等への貢献

- **国連**：アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)【環境省】、世界適応ネットワーク(GAN)【環境省】、国連早期警戒イニシアティブ【気象庁】（再掲）、国際復興支援プラットフォーム(IRP)【内閣府防災】、
- **その他の多国間枠組み**：グローバル・シールド【外務省】、Quad(日米豪印)気候情報サービスタスクフォース【環境省】（再掲）、リスク情報に基づく早期行動パートナーシップ(REAP)【環境省】、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)【環境省】

横断的取組③ 官民連携による海外展開促進

- 気候変動リスク産官学連携ネットワークとAP-PLATの連携【環境省】、防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）【内閣府防災】
- 適応グッドプラクティス事例集【経済産業省】、アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ【環境省】（再掲）

アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ

背景

- 国連が発表「5年以内に早期警戒システムで地球上の**全ての人々**を守る」(2022.3)
- 昨今、**民間企業**も参画して、企業の**サプライチェーン**等も対象に、**早期警戒システム**、**気候情報**を活用した**ソリューション**を提供する動きが活発化
- **世界経済フォーラム**がCOP27にて**適応のビジネスアジェンダ**に関する文書を公表

イニシアティブの概要

- 環境省が、**新規で追加的に**、日本の**有志企業**等を募り、官民連携の下で推進体制を構築。途上国政府との**協議**、G7での**連携**等を通じて取組を後押し。
- **アジア太平洋地域**において、日本の民間企業による**早期警戒システムの導入**、**同システムを活用した事業展開**（損害保険など）を促進。

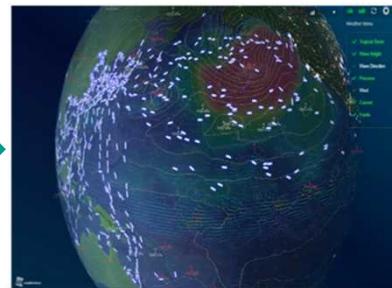
■ 民間企業による早期警戒システム整備



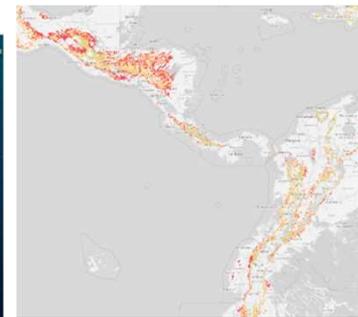
ウェザーニューズ社：ベトナムで小型レーダー設置予定。インドネシア、日本等アジア地域で2024年までに50箇所を目標。

■ 気候情報ソリューションの提供

(気候情報サービス)



・船舶の最適航路を推薦



・収量減に備えた原料調達支援

(天候デリバティブ保険)

損害保険会社での事例

- ・製糖（タイ）
降雨、高温による収量と生産減
- ・鉱山（南アフリカ）
サイクロンによる操業休止
- ・配車（シンガポール）
降雨による売上減

パリ協定6条実施パートナーシップ

背景

- パリ協定6条（市場メカニズム）に基づく「質の高い炭素市場（high integrity carbon market）」の早期かつ着実な実施に向けて、国や関係者への能力構築の支援、及び国際機関等による国際的な連携が不可欠。
- 「質の高い炭素市場」によりグローバルな脱炭素技術が展開できる市場や民間投資が活性化する。
- 我が国として、「パリ協定6条実施パートナーシップ」の活動を通じ、世界全体の排出削減と脱炭素成長の実現に取り組む。

概要

パリ協定6条の能力構築に向けて、国際的な連携を促進し、優良事例等の共有、相互学習等を実施

参加国・機関

43か国・24機関（11月22日時点）

国：	国際機関等：
米、英、独、豪、加、伊、NZ、スイス・ブラジル、印・ケニア、エチオピア・ウガンダ・UAE、タイ等	UNFCCC、UNEP、UNDP、UNIDO、世界銀行、ADB、AFD(アフリカ開発銀行)、EBRD(ヨーロッパ復興開発銀行)等



立ち上げ式

- **日時** 2022年11月16日
- **場所** COP27ジャパン・パビリオン
- **主な出席者**

日本（西村環境大臣）、米、独、伊、NZ、シンガポール、スウェーデン、エストニア、UNFCCC、世界銀行、IETA（国際排出量取引協会）



国際連携に向けた覚書

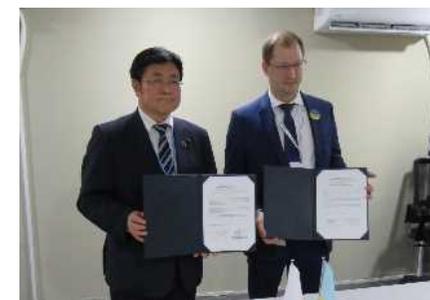
2022年11月16日、西村環境大臣とUNFCCCスティール事務局長の間で本パートナーシップでの連携に関する覚書に署名



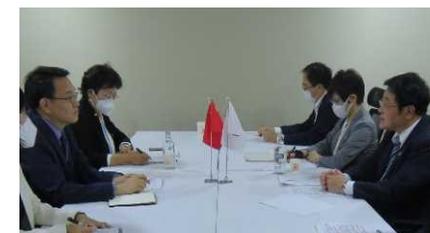
各国の閣僚級要人と西村明宏環境大臣の会談について

バイ会談等実施

1. マーシャル諸島／シルク 自然資源・商業大臣
2. 英国／コフィー 環境・食糧・農村地域大臣
3. ウクライナ／ストリツ 環境保護・天然資源大臣
4. ドイツ／シュテフィ・レムケ 環境・自然保護・原子炉安全・消費者保護大臣
5. イタリア／ジルベルト・ピケット・フラティン 環境・エネルギー安全保障大臣
6. 中国／趙英民 生態環境部・副部長
7. ニュージーランド／ジェームズ・ショー 気候変動担当大臣
8. カナダ／スティーブン・ギルボア 環境・気候変動大臣
9. アラブ首長国連邦（UAE）／スルタン・アル・ジャーベル 気候変動特使
10. オーストラリア／クリス・ボーウェン 気候変動・エネルギー大臣
11. フランス／アニエス・パニエ＝リュナシエ エネルギー移行大臣
12. パプアニューギニア／シモ・キレパ 環境・保全・気候変動大臣
13. EU／ティーマー・マンス 筆頭上級副委員長（気候変動担当）
14. エジプト／サーメハ・シュクリ エジプト・アラブ共和国外務大臣
15. シンガポール／グレース・フー 持続可能性・環境大臣
16. インド／ヤーダブ 環境・森林・気候変動大臣
17. モンゴル／バトジャルガル 気候変動特使
18. リトアニア／アウガスティス 環境副大臣
19. オランダ王国／フェルト・ホーフェン 環境大臣
20. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局／スティル 事務局長
21. 国連ハビタット事務局／シャリフ 事務局長



ウクライナ・ストリツ大臣とのバイ会談



中国・趙英民副部長とのバイ会談



アラブ首長国連邦（UAE）
ジャーベル特使とのバイ会談



インド・ヤーダブ大臣とのバイ会談

覚書締結

ウクライナ、UNFCCC、カナダ、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦(UAE)

カナダ

日加環境政策対話の立ち上げ

- 西村環境大臣とギルボア環境・気候変動大臣が政策対話に関する枠組み（TOR）に署名。
- 年1回又は両省合意した回数対話を開催。
- 年2回又は両省合意した回数局長級会合を開催。
- 政策課題の例：
グリーン成長・技術、H2・アンモニア・CCUS、カーボンプライシング、ネットゼロの政策、途上国の適応のキャパビル・技術支援、NbS、プラスチック含む循環経済、6条

UAE

環境協力に関する協力覚書

- 西村環境大臣とアルムハイリ気候変動・環境大臣がMOCに署名。
- 定期的な対話の開催。
- セミナー・会合・研修・ワークショップの開催。
- 協力分野：
気候変動、大気質管理、廃棄物管理、生物多様性の保全及び持続的な利用、他

ウクライナ

環境保全分野における協力に関する覚書

- 西村環境大臣とストリツ環境保全・天然資源大臣がエイドメモワールに署名。
- 環境保全分野における二国間協力を構築していく意図を確認。
- 具体的な協力内容に係る調整のため、双方がハイレベルの担当官を指名し、協議していく方針を確認。



パプアニューギニア

JCMの構築に関する協力覚書

- 西村環境大臣とシモ・キレパ環境保全・気候変動大臣がJCMの二国間文書に署名。
- パプアニューギニアは25か国目のJCMパートナー国となった。

UNFCCC

パリ協定6条実施パートナーシップでの連携に関する覚書

- 西村環境大臣とスティルUNFCCC事務局長がLOIIに署名。
- 協力内容：
6条の理解促進、優良事例の共有、相互学習や研修の実施、方法論作成の支援、質の高い炭素市場の設計。

ジャパン・パビリオン (テーマ : Solutions to the World)

- 日本の環境技術と気候変動への取組を世界に向けて発信
- 事前の各国・各界への働きかけもあり、日本パビリオンは大盛況。「もの」を展示することで、具体的なソリューションをわかりやすく説明。

セミナー

- ◆ セミナー (43件)
 - ・ 立ち上げ時点 (2022年11月16日時点) で40カ国23機関の参加を得て、「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げ。
 - ・ PNGとJCM協力覚書に署名。
 - ・ 第8回JCMパートナー国会合 (閣僚級)
 - ・ QUAD主催 (都市、フロン) 等



第8回JCMパートナー国会合

技術展示

- ◆ 実地展示 (13件)
 - ・ 緩和
 - ・ CO2リサイクル
 - ・ 適応
 - ・ 福島復興
- ◆ バーチャル展示 (21件)
環境インフラ海外展開プラットフォーム (JPRSI) のオンラインパビリオンの一環で実施



技術展示の様子